

京都大学学位規程の一部を改正する規程

京都大学学位規程（昭和三十三年達示第一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「及び博士」を「博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）」に改め、同条に次の一項を加える。

5 修士（専門職）の学位を授与するに当たつては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。
医学研究科 社会健康医学

第九条中「修士又は博士」を「修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）」に改める。

第十条第一項中「修士」の下に「、修士（専門職）及び法務博士（専門職）」を加える。

第十二条及び第十五条第一項中「修士又は博士」を「修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）」に改める。
別表中五を六とし、四を五とし、三を四とし、二の次に次の一表を加える。

三 専門職学位課程修了者に授与する学位記様式

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院 学研究科 専攻の専門職学位課程を修了したので
修（法務博）士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

京 都 大 学

修（専）（法博）（専）（第）号

備考 1 学位の冒頭の「は」は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2 欄外左上の内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

この規程は、平成十七年二月二十八日から施行する。